

区民委員会説明資料

令和 6 年 6 月 5 日

件 名

- 1 報告第 6 号 専決処分した事件の報告及び承認について 2

(区 民 部)

報告第 6 号 説明資料

令和 6 年 6 月 5 日

件 名	専決処分した事件の報告及び承認について
所管部課名	区民部課税課
内 容	1 条例の名称（専決処分した事件） 足立区特別区税条例 2 改正理由 「地方税法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布されたことに伴い、「足立区特別区税条例の一部を改正する条例」を改正する必要が生じた。法律の施行日が令和 6 年 4 月 1 日であり、議会を招集する時間的余裕がなく、遅滞なく事務処理を進めるため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分とした。 3 主な改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） （1）定額減税の実施に係る改正 令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を行う。 ア 対象者数 約 3 5 万人 イ 減税額 約 2 9 億円 ウ 国からの補填 全額国費（地方特例交付金）で補填される予定。 4 実施年月日 （1）専決処分日 令和 6 年 4 月 1 日 （2）条例公布日 令和 6 年 4 月 1 日 （3）条例施行日 令和 6 年 4 月 1 日 5 今後の方針 今後も法令に基づき適切に対応していく。

足立区特別区税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号	○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号
付則 (追加)	付則 <u>(令和6年度分の個人の区民税の特別税額控除)</u>
	<u>第3条の7 令和6年度分の個人の区民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第3条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第18条から第20条の2まで、付則第2条の2の2第2項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項、前条及び付則第4条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第19条第2項、第35条の5第1項及び前条の規定の適用については、第19条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第35条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u> <u>(令和6年度分の個人の区民税の納税通知書に関する特例)</u> <u>第3条の8 令和6年度分の個人の区民税に限り、個人の区民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第29条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の区民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出</u>

改正前	改正後
	<u>される普通徴収に係る個人の区民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第28条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u> （2） <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第28条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第28条第1項に規定する第3期の</u>

改正前	改正後
	<u>納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u> （3） <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u> （4） <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の区民税の額、普通徴収に係る個人の都民税及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> 2 <u>令和6年度分の個人の区民税（第1期納期から第35条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u> <u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の区民税に関する特例）</u> 第3条の9 <u>令和6年度分の個人の区民税に限り、第35条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の区民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の区民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収</u>

改正前	改正後
	<u>すべき公的年金等に係る所得に係る個人の区民税の額については、次に定めるところによる。</u> (1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の区民税の額（付則第3条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第35条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の区民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の区民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の区民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）及び第35条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の区民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係</u>

改正前	改正後
	<u>る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の区民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> （2） <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> （3） <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその</u>

改正前	改正後
	<u>者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあ</u>

改正前	改正後
	るのは、「付則第3条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。 3 令和6年度分の個人の区民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の区民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。 （1） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の区民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の区民税の額から第35条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の区民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 （2） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間にお

改正前	改正後
(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例) 第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含	<u>いてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u>
	(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の区民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第35条の5第2項の規定により読み替えられた第35条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u>
	4 <u>前項の規定の適用がある場合における第35条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第3条の9第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</u>
	5 <u>令和6年度分の個人の区民税につき第35条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の区民税の特別税額控除)</u>
	第3条の10 <u>令和7年度分の個人の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条から第20条の2まで、付則第2条の2の2第2項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5の2第1項、付則第3条の6及び付則第4条の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例) 第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第24条第1項の確定申告書を含

改正前	改正後
む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項 _____ の規定の適用については、同項中「第18条から前条まで」とあるのは、「第18条から前条まで及び付則第4条第2項」とする _____。	む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第20条の2第1項、付則第3条の7第1項及び前条の規定の適用については、第20条の2第1項中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び付則第4条第2項」と、付則第3条の7第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第4条第2項及び」と、前条中「付則第3条の6及び」とあるのは「付則第3条の6、次条第2項及び」とする。
第4条の2から第6条の2まで 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例) 第7条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において	第4条の2から第6条の2まで 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例) 第7条 当分の間、区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において

改正前	改正後
「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。) に対し、上場株式等に 係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項 第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当す る区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等 に係る配当所得については、付則第3条の3第1項の規定は、適用しない。 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上 場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」とい う。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年 分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得 等の金額」とする。 （2） 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3 第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第 3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とある のは「所得割の額及び付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の 額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並 びに付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、 同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第 3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とある のは「所得割の額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割 の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額 及び付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、 同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」	「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。) に対し、上場株式等に 係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項 第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当す る区民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等 に係る配当所得については、付則第3条の3第1項の規定は、適用しない。 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上 場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」とい う。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年 分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、 「総所得金額、付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得 等の金額」とする。 （2） 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3 第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第 3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とある のは「所得割の額及び付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の 額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並 びに付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、 同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第 3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とある のは「所得割の額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割 の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額 及び付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、 同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」

改正前	改正後
とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(追加)</u>	とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第7条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第7条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u>
第8条 略	第8条 略
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例) 第9条 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する区民税の所得割を課する。 (1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例) 第9条 区民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する区民税の所得割を課する。 (1) 土地等に係る事業所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。

改正前	改正後
次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の7.2に相当する金額 (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額 2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第9条第1項に規定する土地等	次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の7.2に相当する金額 (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額 2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第9条第1項に規定する土地等

改正前	改正後
に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(追加)</u>	に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u>
4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。 (長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例) 第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。 2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法	4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。 (長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例) 第10条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。 2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法

改正前	改正後
第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （2） 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 （3） 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （4） 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林	第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （2） 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 （3） 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （4） 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林

改正前	改正後
所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(追加)</u>	所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u>
第11条及び第11条の2 略 (短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)	第11条及び第11条の2 略 (短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)
第12条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。 2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附	第12条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。 2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附

改正前	改正後
則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。	則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。
3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは「100分の3」とする。	3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは「100分の3」とする。
4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。	4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。
5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。 (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条第1項に規定する短期譲	5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。 (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条第1項に規定する短期譲

改正前	改正後
渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(追加)</u>	渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u>
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例) 第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3	(一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例) 第13条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第15条第1項及び第2項並びに第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3

改正前	改正後
第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(追加)</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の区民税の課税の特例)	第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の区民税の課税の特例)

改正前	改正後
第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 （2） 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。	第14条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 （2） 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、付則第3条の5の2第1項及び付則第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

改正前	改正後
(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(追加)</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の区民税の課税の特例) 第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。	(3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の区民税の課税の特例) 第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

改正前	改正後
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。 (2) 第18条の2から第20条まで、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。))に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。))に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。))に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。))	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。 (2) 第18条の2から第20条まで、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。))に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。))に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。))に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。))

改正前	改正後
に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(追加)</u>	に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u>
3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、	3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、

改正前	改正後
「総所得金額、付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。 (2) 第18条の2から第20条まで、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(追加)</u>	「総所得金額、付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。 (2) 第18条の2から第20条まで、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則</u>

改正前	改正後
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の区民税の課税の特例) 第14条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の	<u>第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の区民税の課税の特例) 第14条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (2) 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の

改正前	改正後
額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(追加)</u>	額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」とする。</u>
3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第18条の規定	3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第15条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第18条の規定

改正前	改正後
にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。 （2） 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割	にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。 （2） 第18条の2、第19条、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項、第3条の5の2第1項及び第3条の6の規定の適用については、第18条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第20条、第20条の2第1項並びに付則第3条の3第1項、第3条の5第1項及び第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割

改正前	改正後
の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(追加)</u>	の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。 (4) 付則第2条の2の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。 <u>(5) 付則第3条の7及び付則第3条の10の規定の適用については、付則第3条の7第1項及び付則第3条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。</u>
6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5	6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5

改正前	改正後
款の規定により配当割額を課されたとき、又は第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 第15条以降 略	款の規定により配当割額を課されたとき、又は第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 第15条以降 略 <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>